

関係者 各位

独立行政法人水資源機構分任契約職  
豊川用水総合管理所 所長 山本 政彦  
(公 印 省 略)

## 見 積 依 頼 書

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 件 名     | 豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業（オープンカウンタ方式による） |
| 2 施 行 場 所 | 愛知県田原市伊川津町鳥ノ子地内外                       |
| 3 工 期     | 契約締結の翌日から令和7年10月31日まで                  |
| 4 内 容 等   | 別添、仕様書等のとおり                            |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

### 記

- |  |  |
|--|--|
| 1 現 場 説 明  | 実施しません。  |
| 2 見 積 参 加 要 件  | 無し   |
| 3 見 積 書 等  |  |
| 1) 様 式 等   | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。   |
| 2) 提出方法  | FAX又は電子メールによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）<br>なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）による。  |
| 3) 提出期限  | 令 和 7 年 6 月 11 日 12:00 まで  |
| 4) 提 出 先   | 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所<br>TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517<br>メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp   |
| 5) 担当者   | 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 井上(いのうえ)   |
| 6) 質 問 書<br>提出期限   | 令 和 7 年 6 月 6 日 12:00 まで<br>※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。   |
| 7) 見 積 回 数   | 2回を限度とする。<br>なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年6月12日 12:00 までとします。   |
| 8) そ の 他   | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。<br>②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果  | 見積結果については、 <b>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知</b> します。  |
| 5 そ の 他  |  |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。 |  |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。  |  |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。<br>くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。               |  |

豊川用水二期東部幹線併設水路  
伊川津工区除草作業

仕 様 書

令和7年6月

独立行政法人 水資源機構

豊川用水総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

#### 1-1 適用

1. この仕様書は、豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 業務場所

#### 2-1 業務場所

愛知県田原市伊川津町鳥ノ子地内外

#### 2-2 業務概要

本作業は、機構借地箇所について、除草作業を行うものである。

### 第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から10月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

### 第4節 作業計画書

#### 4-1 作業計画書の作成

受注者は、作業着手前に作業手順等を記載した作業計画書を機構職員に提出しなければならない。受注者は、作業計画書を遵守のうえ作業にあたらなければならない。なお、施工方法を変更した場合は、変更作業計画書を提出しなければならない。

#### 4-2 作業計画書の記載事項

作業計画書に記載事項は以下のとおりとする。また、機構職員が補足を求めた場合は、追記するものとする。

- (1) 作業方法及び時期
- (2) 緊急時の連絡体制
- (3) その他

### 第5節 業務書類の作成

1. 本業務における書類の提出方法は、原則として紙媒体によるものとする。ただし、紙媒体で納品するまでの情報のやり取りは積極的にメール等を活用するものとする。

### 第6節 現場技術員等

1. 本業務の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員（以下「技術員」という。）に付するため、受注者は次の各号によらなければならない。
  - (1) 技術員が、現場技術員が機構職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
  - (2) 技術員は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、機構職員から受注者に対する指示または通知等を技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が機構職員に対して行う報告または通知は、技術員を通じて行う

ことができるものとする。

2. 本業務を担当させる技術員の氏名は、機構職員が別途通知する。

## 第7節 設計変更等

設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

## 第8節 除草作業中の安全確保

### 8-1 除草作業中における安全確保

除草作業中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

### 8-2 重点的安全対策

1. 除草作業にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- I. 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
- II. 転落・墜落による人身事故防止
- III. 架空線、埋設管等の損傷事故防止

2. 受注者は、作業計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を作業計画書に明記するものとする

### 8-3 刈払機を使用する除草作業における安全対策

受注者は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準（平成27年7月）」（独立行政法人水資源機構）を適用するものとする。

## 第9節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

## 第10節 疑義等

受注者は、仕様書及び図面に明記されていない事項又は仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、速やかに機構職員と協議するものとする。

## 第2章 除草工

### 第1節 除草場所及び除草時期

1. 除草場所については図面のとおりである。地元及び関係機関との調整等により、機構職員が必要と認めた場合には除草場所の変更を指示する場合がある。この場合は設計変更協議の対象とする。
2. 除草時期については、原則として6月に1回、10月に1回の計2回である。これに寄り難い場合、又は、関係者との調整結果により除草時期を変更する場合は、協議するものとする。  
除草作業日時について、事前に機構職員と調整すること。

### 第2節 施工方法

#### 2-1 除草作業

- (1) オーム石側及び山田側の借地内の除草作業については、トラクター（ロータリー付）等により30cm程度の耕起によるものとする。
- (2) 施工場所追加を指示した場合は、施工方法についても指示するものとする。

### 第3節 立会による確認

受注者は、下記の事項について機構職員または技術員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に機構職員へ書面により提出しなければならない。

ただし、機構職員に通知後、機構職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

工 種	項 目	立会する工事内容	備 考
除草工		作業前、作業完了	

### 第4節 報告書の提出

1. 受注者は、次の報告書を提出するものとする。
  - (1) 紙ファイル（市販品）又は電子データ 1式（1部）
2. 報告書に記載事項は以下のとおりとする。
  - (1) 作業範囲図
  - (2) 作業状況写真
  - (3) 業務関係書類（打合せ簿等）

以 上

令和7年度

豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業

設計図

独立行政法人 水資源機構

豊川用水総合管理所

# 豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業

## 図 面 目 録 ( 設 計 図 )

No.	図 面 名 称	登録番号	整理番号
1	位置図		
2	才一ム石側 除草作業範囲図		
3	山田側 除草作業範囲図		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			

No.	図 面 名 称	登録番号	整理番号
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			

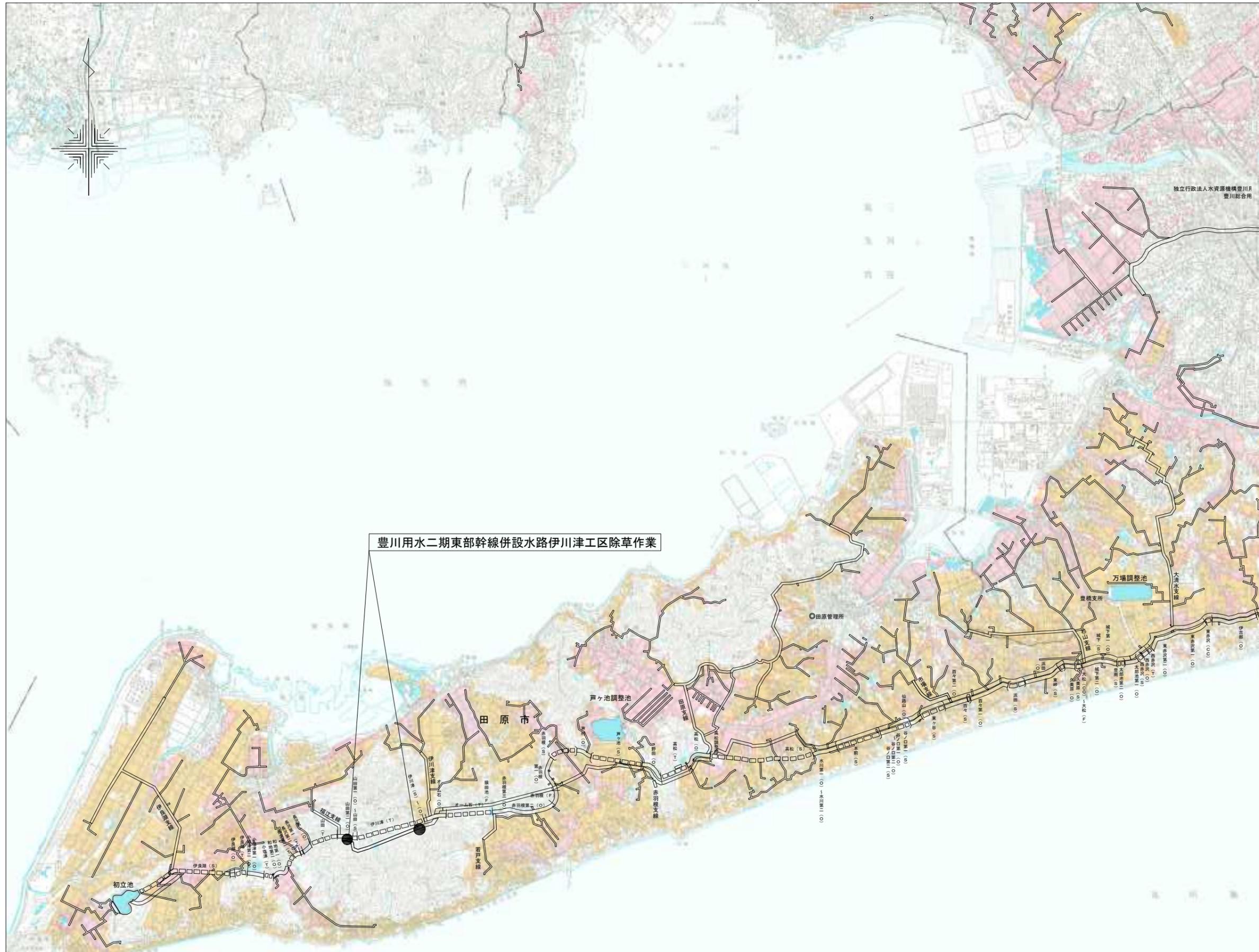
業務名 豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業	
名 称 図面目録(設計図)	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	

# 位置図

S=1:50,000

## 注意事項

- 適用  
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業の位置図に適用する。
- 単位  
測点、標高は m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。



豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業

本図以下全ての図はA1版をA3版に縮小したものである。

業務名 豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業	
名称	位置図
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	

# オーム石側 除草作業範囲図

S=1:400

## 注意事項

- 適用  
この図面は、豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業のオーム石側 除草作業範囲図に適用する。
- 単位  
測点、標高は m単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位で示す。



: 除草範囲

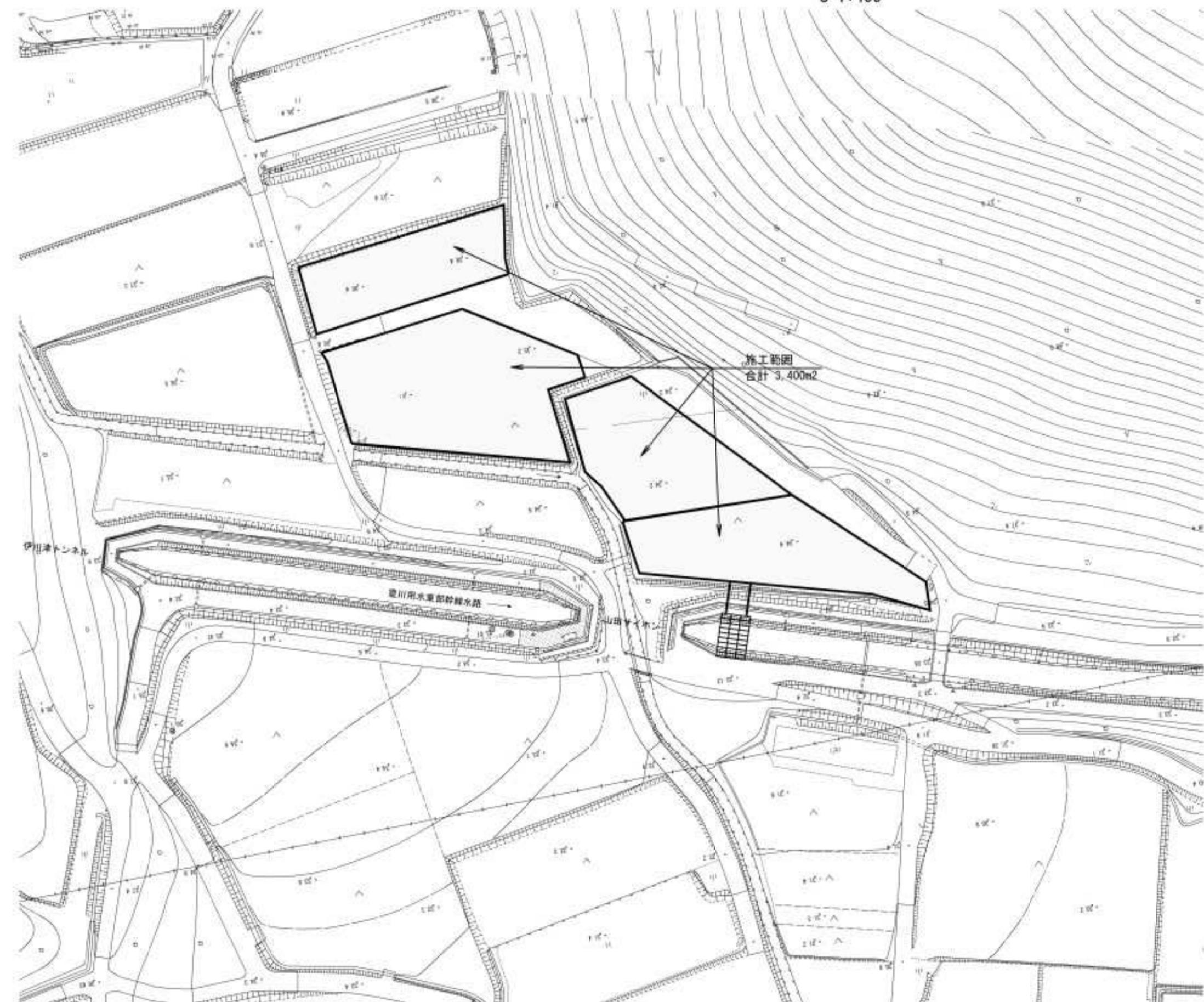
業務名 豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業	
名称 オーム石側 除草作業範囲図	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	

# 山田側 除草作業範囲図

S=1:400

## 注意事項

1. 適用  
この図面は、豊川用水二期東部幹線伊川津工区除草作業の山田側 除草作業範囲図に適用する。
2. 単位  
測点、標高はm単位で示し、構造寸法は特に示さない限りmm単位です。



: 除草範囲

業務名 豊川用水二期東部幹線伊川津工区除草作業	
名称 山田側 除草作業範囲図	
登録番号	整理番号
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	

## 見 積 参 考 資 料

### 豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件等を十分考慮して、業務目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この業務の見積徴収日までとする。

独立行政法人 水資源機構  
豊川用水総合管理所

# 見積参考資料

工事名	豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業 (当初)					工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項			
						名称	単位	数量	
河川維持		式		1					
除草工		式		1					
除草作業		式		1					
除草作業 オーム石側	トラクター 耕起	m <sup>2</sup>		7,800		< 1 m <sup>2</sup> 当り > 耕地復旧(耕起) 石礫等の除去の有無=無;	m <sup>2</sup>	1	
除草作業 山田側	トラクター 耕起	m <sup>2</sup>		6,800		< 1 m <sup>2</sup> 当り > 耕地復旧(耕起) 石礫等の除去の有無=無;	m <sup>2</sup>	1	
直接工事費		式		1					
共通仮設費		式		1					
共通仮設費 (率計上)		式		1					
純工事費		式		1					
現場管理費		式		1					

# 見積参考資料

工事名	豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業 (当初)					工種区分	河川維持工事		
工事区分・工種・種別・細別・積算要素	規格	単 位	数量(前回)	数量(今回)	数量の増減	参 考 事 項			
						名 称	単 位	数 量	
工事原価		式		1					
一般管理費等		式		1					
工事価格		式		1					
消費税相当額		式		1					
工事費計		式		1		建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月5日に交付された「豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区除草作業」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

### ◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

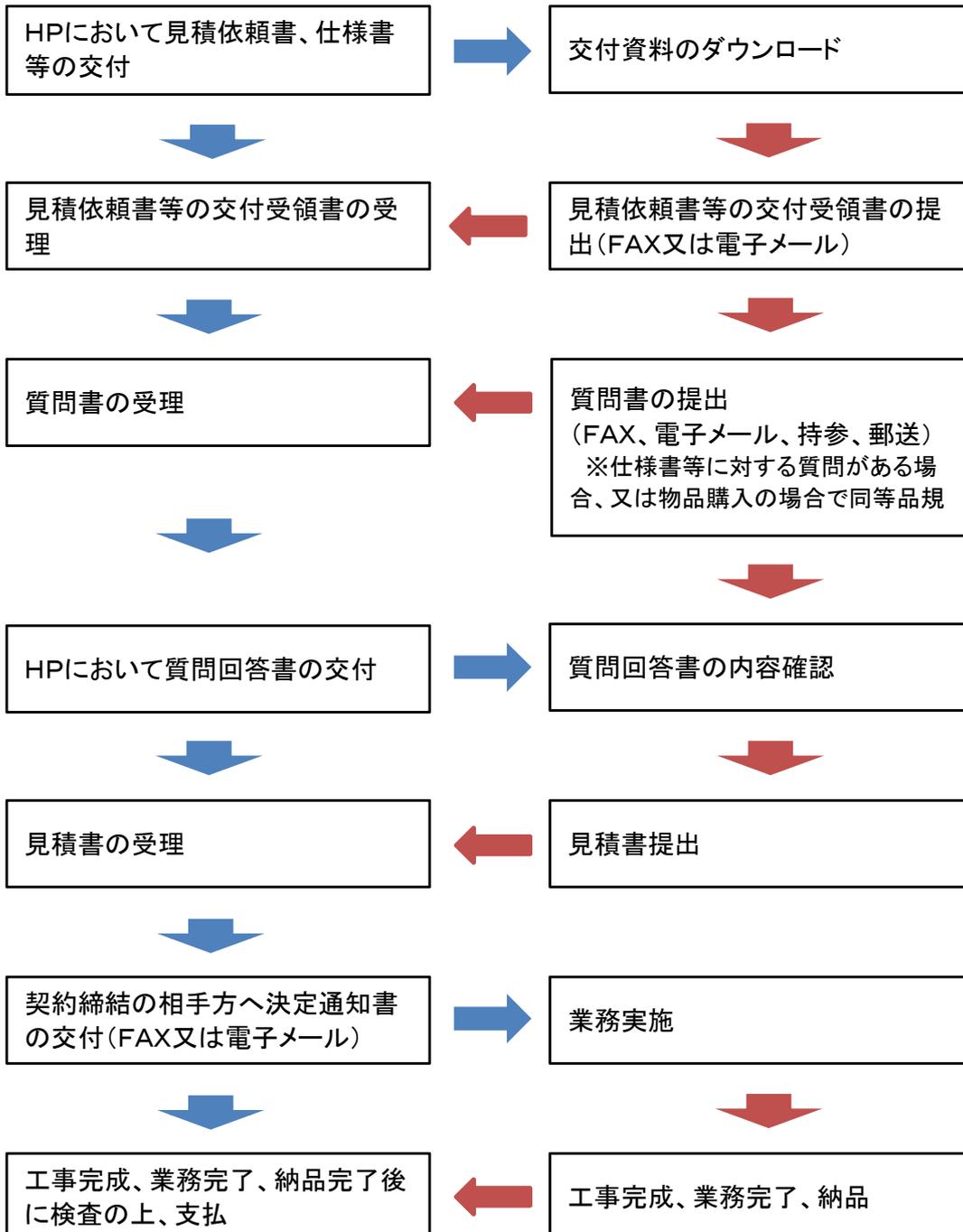
見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

# オープンカウンタ方式による 調達方法フロー

水資源機構

業者様



## オープンカウンタ方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンタ方式による調達情報」に掲載しておりますので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

### 【手順】

- ① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンタ方式による調達情報」に見積依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください
- ② 依頼内容を確認し、見積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書3. 4) 提出先」のFAX番号又はメールアドレスをお願いします。
- ③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。
- ④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。
- ⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールにより提出してください。
- ⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。(FAX 又は電子メール)
- ⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

### 【オープンカウンタ方式とは】

- オープンカウンタとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンタ実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

### 【留意事項】

- 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、FAX又は電子メールで送信してください。  
なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたFAX番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。
- 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。  
<https://www.water.go.jp>

### 【問い合わせ先】 愛知県豊橋市今橋町8番地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 経理課

TEL0532-54-6502 FAX0532-54-6517 メール nyukei\_toyogawa@water.go.jp